



# 大阪マラソン**EXPO2011**

---

~出展のご案内~

2011.2.1 稿

主催 大阪マラソン組織委員会

# 大阪マラソンEXPO2011

## 開催趣旨

第1回大阪マラソンのランナー受付と同時に開催するイベントです。

スポーツメーカーなどが出展するイベントブースや展示即売会、府内市町村などが出展する観光ブース、大阪の食を紹介するコーナーなどを設置することにより、マラソン大会の盛り上げを図るとともに、大阪の都市魅力を発信します。

「大阪マラソンEXPO2011」では、マラソン関連や大阪のまちのPRに寄与するご出展を心からお待ち申し上げます。

## 開催名称

大阪マラソンEXPO2011

## オフィシャルHP

<http://www.osaka-marathon.com/>

## 会期

2011年10月28日(金)～29日(土) 11:00～20:00 会場への入場は19:30まで

## 会場

インテックス大阪1・2・3号館 <http://www.intex-osaka.com/index.php>  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-5-102

## 入場

無料

## 来場者見込

約60,000名 (参加ランナー30,000名、一般来場者約30,000名)

## 主催

大阪マラソン組織委員会

## 会場構成及び 出展条件

1号館・・・なにわうまいもん市場(仮称) 1号館については、後日詳細を発表します

2号館・・・参加ランナー受付エリア 大阪マラソンへの参加は事前のご応募が必要です

2・3号館・・・マラソンに関連又は大阪のまちのPRに寄与する製品・サービス・出版物等を取り扱う企業及び団体等

[2号館: オフィシャルスポンサーゾーン] 大阪マラソンの協賛社・共催社など、大阪マラソンの関係団体  
[3号館: オープンスペースゾーン] 一般出展社(2号館の対象者以外)

## お申込み方法

出展申込書に必要事項をご記入の上、FAX及び電子メール(P3に記載)にて「大阪マラソンEXPO出展事務局」までお送りください。

- なお、大阪マラソンEXPO2011の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合は、出展をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。(出展条件を満たさない企業や団体による出展申込みなど)

## 申込締切

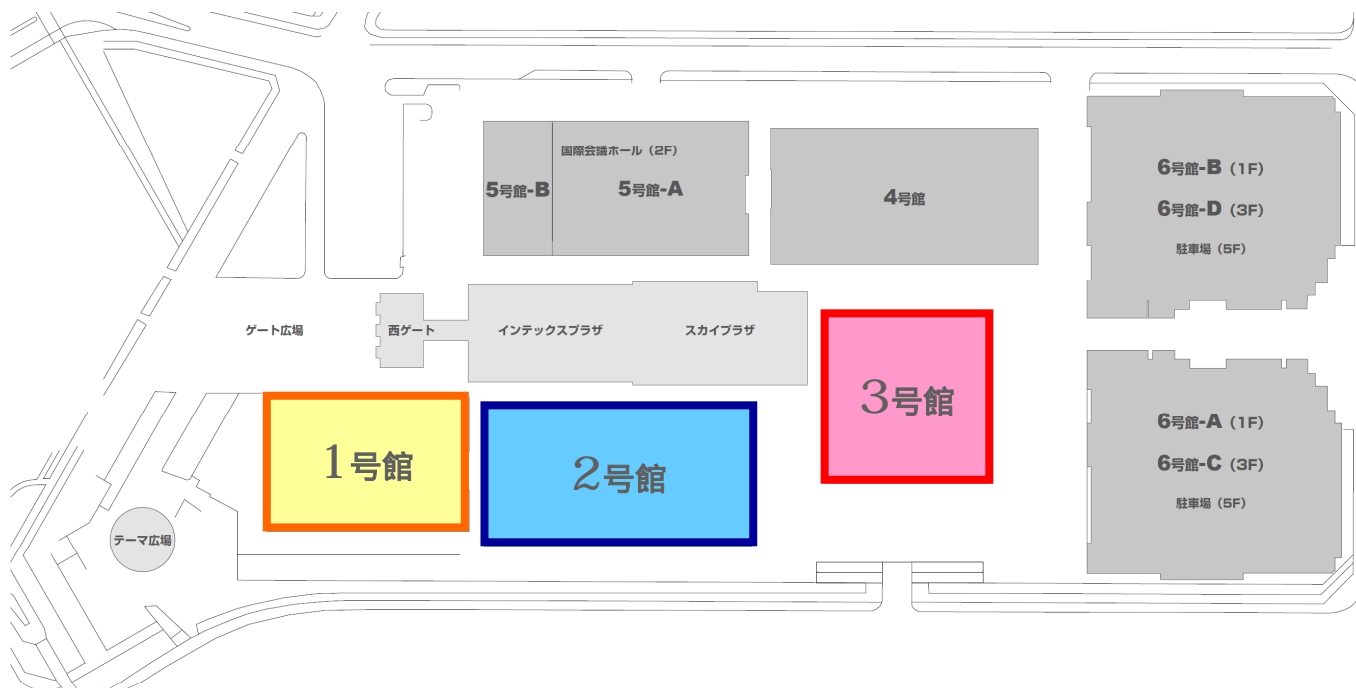
6月30日(木)

- 小間が売り切れた際、締切前でも出展をお断りすることがありますので、お早めにお申し込みください。
- 4小間以上の出展を希望されている出展社は4月28日(木)までに出展申込書をご提出ください。

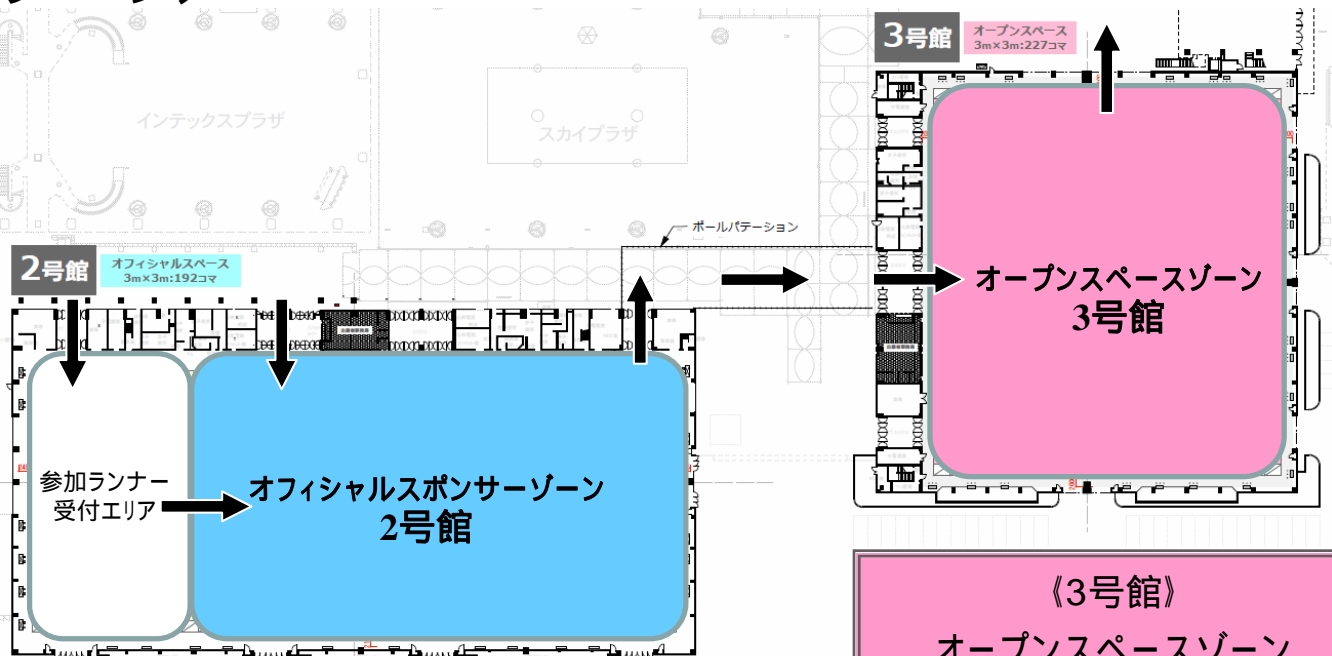
## 出展料のお支払

出展料は、大阪マラソンEXPO出展事務局からの請求書により指定銀行口座にお振り込みください。なお、手形によるお支払いはお断りいたします。また振込手数料は出展社のご負担となります。

## 会場構成



## ゾーニング



**《2号館》  
参加ランナー  
受付エリア**

10/30(日)に開催される「大阪マラソン2011」の3万名の参加ランナーが、10/28(金)、29(土)の2日間で受付をします。

**《2号館》  
オフィシャルスポンサーゾーン**

【出展対象者】  
大阪マラソンの協賛社・共催社など、大阪マラソンの関係団体

- このゾーンでは、大阪マラソンの協賛社の契約カテゴリーとバッティングする内容のブース展開を行うことはできません。

**《3号館》  
オープンスペースゾーン**

【出展対象者】 左記 2号館)以外の一般出展社

- このゾーンでの出展に関しては、競合排除は行いません。
- このゾーンでの大阪マラソン関係の呼称及びロゴマークなどの使用はできません。
- 大阪マラソンEXPOに出展する際の「大阪マラソンEXPO」の呼称の使用については、出展社説明会にてご説明させていただきます。

「オフィシャルスポンサーゾーン」「オープンスペースゾーン」はマラソンに関連する商品や大阪のまちPRに寄与する製品が数多く展示されます。その場での商品販売も可能です。

1号館「なにわうまいもん市場(仮称)」については、後日詳細を発表します。

## 出展要綱 (2・3号館 出展社用)

### 出展小間料金

#### 1小間につき 525,000円(税込み)

- 3コマ以上の購入者を対象に、一定の割引をさせていただきます。  
(大阪マラソンEXPO出展事務局にお問い合わせください。)

#### 【小間の形状】 1小間につき

3m×3m(9m<sup>2</sup>)

- 同一出展社が2小間以上を連続して使用するときは、その小間の間には仕切りを設けません。
- 隣接小間のない単独小間に関しては、原則として「敷地渡し」とします。また、角小間の通路側には「基礎パネル」は設置しません。

#### 【出展料金に含まれるもの(付帯設備)】 1小間につき

- 側面及び背面のシステムパネル・パラベット
- 社名版
- 蛍光灯×2灯
- コンセント(2口)×1箇所・・・1kw/100V  
上記以外の展示台、机、イス等は出展品の展示方法にあわせて、各社様にてご用意ください。  
追加で電気や照明をご利用になる場合は、別途電気使用料と幹線工事費用および小間内配線工事費用がかかります。

#### 【小間の使用期間】

- 会期中及び搬入展示準備期間、搬出期間とします。

#### 【小間位置の決定】

- 小間位置の決定方法は、出展小間数・出展内容などを考慮のうえ、主催者にて決定させていただきます。
- 小間位置の発表は、出展社説明会での発表を予定しています。

### 出展の変更又は取り消しについて

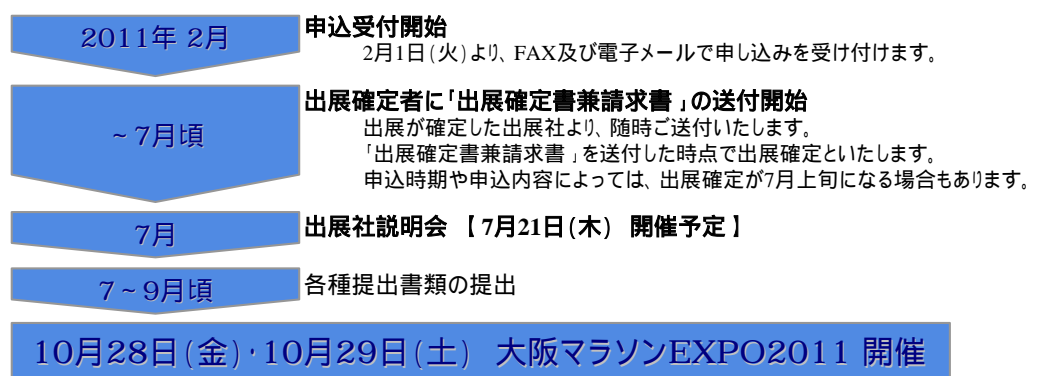
既に申し込まれた小間に対する変更又は取り消しについては、すべて文章にてその理由を明記し、主催者の承認を得てください。出展確定後の変更・取り消しについては以下の取消料を申し受けます。

- (1)出展確定日～2011年7月20日(水)まで、小間料金の50%
- (2)2011年7月21日(木)以降、小間料金の100%

出展社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えている場合は超過分を主催者より返金いたします。

### 出展申込み後のスケジュール



### お申込み お問い合わせ

#### 大阪マラソンEXPO出展事務局

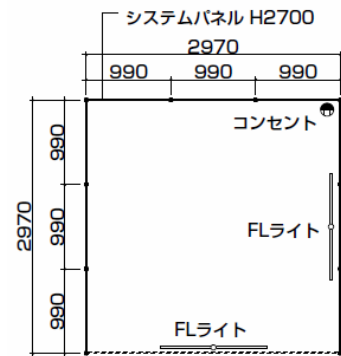
〒531-0072 大阪市北区豊崎2-7-9 豊崎いずみビル1F (株)ウエスト内

TEL: 06-6371-9353 (受付時間10:00～18:00/土・日・祝日を除く) FAX: 06-6371-9161

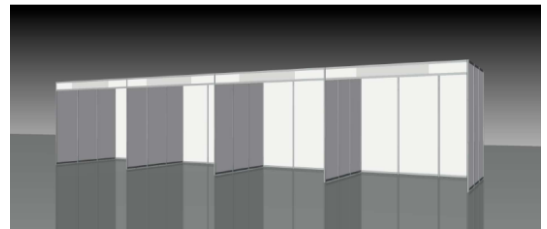
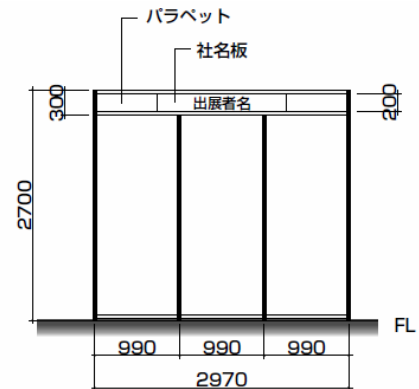
電子メール(e-mail): om-expo@west-net.co.jp

#### 【小間展開イメージ図】

##### 平面図



##### 正面図



# 大阪マラソンEXPO2011出展規約 (2・3号館 出展社用)

## 1. 出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申し込み方法に従ってお申し込みください。主催者はこれを審査の上、展示会の主旨に適合するものと考えられる出展物を展示する出展希望者に対してのみ、「出展確定書兼請求書」を発行いたします。出展社と主催者との出展契約は、この「出展確定書兼請求書」を発送した時点をもって成立するものとします。

## 2. 出展料の支払い

出展社は「出展確定書兼請求書」に記載の指定日まで、出展料の支払いを完了してください。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展契約を取り消すことがあります。

国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が展示会開催後であっても、出展料は全額を開催前にお支払いください。

出展社は、主催者または出展運営関係者に支払うべき付帯費用(追加電気代等)があるときは、指定された期日までに支払いを完了してください。

## 3. 出展の変更・取り消し

出展の取り消し又は出展申し込みに際して申し込んだ展示スペース(以下、「小間」といいます)の変更については、すべて文書にその理由を明記し、主催者に提出してください。出展確定後の取り消し・変更については、書面の主催者への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。

ア) 出展確定日～2011年7月20日(水)まで = 小間料金50%

イ) 2011年7月21日(木)以降 = 小間料金100%

出展社が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

出展社が、変更及び取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、主催者は超過分を返金させていただきます。

## 4. 招聘保証

主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展社に対して発行することはできません。

## 5. 査証の取得

海外の出展社が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展社の責任において作成、手続きを行ってください。この書類作成について、主催者は、「出展確定書兼請求書」以外の書類を発行することはできません。

また、日本国大使館又は領事館から査証が発給されず、出展社が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

## 6. 小間の転貸などの禁止

出展社は、契約した小間を主催者の書面による承諾なしに、小間の全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

## 7. 小間位置の決定

小間位置の決定方法は、小間数、出展内容等を考慮のうえ、主催者の一任とさせていただきます。

出展社は、主催者が割り当てた小間位置に対して異議を申し出ることはできません。

## 8. 小間の使用方法

- (1) 宣伝・営業活動はすべて小間の中で行ってください。小間以外のスペースを使用するの宣伝活動や、通路に施設や表示などを設けることはできません。また、出展社は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- (2) 出展社は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害する形で自社の小間を施工しないことに同意するものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者は展示会運営上小間の装飾に変更が必要であるかどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展社はその判断に従い、装飾を変更してください。
- (3) 装飾物の高さは、後日主催者から出展マニュアルにより通知される範囲内にて行ってください。装飾物などはいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。また、天井構造は防災措置の作動障害となるため、住之江消防署より禁止されています。ただし、商品の特性上やむを得ない場合は、直接住之江消防署に確認のうえ、主催者の請求する必要書類を提出してください。
- (4) 主催者は、その音・操作方法・材料又はその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない展示物を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物及び主催者が問題があると考えられる性質のものすべてに及ぶものとします。
- (5) (2)及び(4)の制限又は撤去を行ったことによる費用はすべて出展社の負担となります。また、その際これらの変更・制限によって生ずる一切の損失・損害に関して、主催者は何らの責任を負いません。
- (6) 出展社は、展示期間中、主催者指定の出展社証を着用のうえ、必ず小間内に常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあたってください。

## 9. 出展品目・条件

- (1) 出展品は「出展条件」に定められた出展品目に限定します。また、出展品目であっても、主催者が不適合と判断した場合は出展できません。
- (2) 主催者は、(1)の規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出展品の撤去を求めることができます。なお、出展社が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

## 10. 保証事項

出展社は主催者に対し、大阪マラソンEXPOの出展品又はこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

## 11. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展社にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負いません。

出展社は出展物に対し、その輸送及び展示期間中を通じて保護のための適切な処置を講じてください。

## 12. 出展物等の設置および撤去

- (1) 出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者からの出展マニュアルにより通知される時間内に行ってください。小間内の出展物設置は、開会の前日午後9時までに完了してください。出展社が開会の前日午後8時30分までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は、出展料の返金はいたしません。
- (2) 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展社は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行ってください。
- (3) 出展物の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出展社の行為に属する費用はすべて出展社の負担となります。
- (4) 小間内の出展物及び装飾物等(廃棄物・ゴミ含む)は、会期終了後の指定された日時までに撤去し、現状回復を行ってください。回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、撤去・回復に要した費用は出展社の負担となります。
- (5) 出展マニュアルにより通知される時間外で作業を行いたい場合、事前に事務局への申し出が必要となります。またその場合、時間外作業費を徴収いたします。

## 13. 会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。警察当局の指導により、会期中の車両の乗り入れは、出品物及び展示物などの搬入のための車両のみとします。出展社関係の方々のみによる出退場はできません。公共の交通機関をご利用ください。

## 14. 写真撮影および模写等

主催者及び当該出展社の許可なく、出品物及び展示物の撮影・模写・測定はできません。

## 15. 工事区分

- (1) 電気設備  
1小間に付き、1kw/100Vまでのコンセント1箇所(2口)及び蛍光灯(2灯)の電気工事は、主催者側に行います。それ以外で電気を使用する場合や電気容量を追加する場合の幹線工事及び小間内電気配線工事と電気使用料は、出展社の負担となります。
- (2) 給排水設備  
給排水設備の設置は原則不可とします。
- (3) 裸火(ガス)使用  
ガス等火を使用する設備は原則不可とします。

## 16. 食品の取り扱いについて

試飲・試食・飲料・食料品の販売については、主催者の承認を得た後、保健所への届出・許可が必要です。また、保健所の指導に従い、それに伴う設備の設置(手洗い消毒設備の設置など)、保健所指導の対応を行ってください。その際にかかる費用はすべて出展社負担となります。また、出展社は十分な食品衛生管理に責任を持つものとします。

## 17. 酒類の取り扱いについて

酒類の試飲・販売については、原則不可とします。



# 大阪マラソンEXPO2011出展規約 (2・3号館 出展社用)

## 18. 契約の解除

- (1) 主催者は「出展確定書兼請求書を発行した後も出展社に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。
  - ア) 指定された期日までに出展料の支払いがなされない場合。
  - イ) 本規約の項目の一にでも違反した場合、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。
  - ウ) 出展社の出展品が規約10項の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。
  - エ) その他、大阪マラソンEXPOの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。
- (2) 主催者から前項の解除通知がなされた場合、出展社は以下の事項を異議なく承認するものとします。
  - ア) 大阪マラソンEXPO開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物を撤去して、小間を原状に復すること。
  - イ) 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。
  - ウ) 解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。
  - エ) 出展社が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。
- (3) 主催者は、本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する公式カタログ、会場内掲示について出展社の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

## 19. 損害賠償

- (1) 出展社は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。
- (2) 出展社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費及び損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
  - ア) 出展社の出展に係る行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展社とともに被告とされた場合を含む)。
  - イ) 前述ア)の訴訟において、主催者が判決、又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展社の意思に拘束されないものとします)。

## 20. 展示会の開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、展示会開催を延期、中止又は開催時間の短縮をすることがあります。中止の場合は、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却させていただきます。これ以外に出展社側の発生した経費については補償いたしません。

## 21. 規約の遵守

出展社は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展社は主催者が定めるすべての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

## 22. 準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。

## 23. 使用言語

本契約の使用言語は、出展社が日本所在の企業である場合は日本語とし、それ以外は英語とします。

## 24. 規定の変更

主催者は、必要とみとめた場合には、会期及びこの規定の一部を変更することがあります。

## 25. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、大阪地方裁判所とします。

# 大阪マラソンEXPO2011 出展申込書

申込期限: 2011年6月30日(木)

申込先 [FAX] 06-6371-9161  
[e-mail] om-expo@west-net.co.jp  
大阪マラソンEXPO出展事務局宛

【2・3号館 出展社用】

「出展案内」に従い、下記の通り出展を申し込みます。  
また、大阪マラソンEXPO2011の出展規定を遵守することに同意致します。

申込日 年 月 日

申込企業名 / 団体名	フリガナ		
	和文		
	英文		
申込企業 / 団体 所在地	フリガナ	都・道 府・県	市・区 郡
	〒		
	TEL:	FAX:	
	URL:		
ご担当者名	所属		
	フリガナ	E-mail	
追加連絡先 <small>ご担当者宛てと同時に、出展事務局からのe-mailによるご案内・ご連絡等をさせていただきます。</small>	所属		
	フリガナ	E-mail	
	所属		
	フリガナ	E-mail	
出展社名 <small>今回のご出展にあたり、HPなどの出展社一覧に掲載させていただく名称です。正確にご記入ください。</small>	フリガナ		
	和文		
	英文		
出展申込み	小間	<small>【出展料に関して】 小間数に応じて、後日、出展事務局より出展小間料金をお知らせいたします。</small>	
出展品目 <small>詳細にご記入ください</small>			
会場での物品販売	販売する(品目: )	販売しない	
会場での試飲・試食	試飲・試食する(品目: )	試飲・試食しない	
連絡欄 <small>質問などございましたらご記入ください</small>			

【個人情報の取扱いについて】

今回、ご記入いただきました出展社の皆様の個人情報は、出展に関する諸手続及び各種案内のために使用させていただきます。ご本人の承諾がない限り、第三者に開示することはいいたしません。ただし、出展に関する確認・連絡及び各種諸手続のため機密保持契約を締結した業務委託先(事務局協力会社)に預託することがありますので、予めご承知おください。

出展事務局欄	
--------	--